

かいたはし

くらしの情報紙

2020
5.1
No.751

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
 ● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
 ※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
 ● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

町税等納期のお知らせ

本年度の町税等の納期限は次の通りです。町税は、まちづくりを行うための大切な財源ですので、忘れずに納付をお願いします。なお、口座振替日は各納期限と同日です。※この納期は普通徴収の納期です

| 期別 | 町道民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者医療保険料 |
|----|--------|--------------------------------------|-----------------------|---------|--------|------------|
| 1 | 6月25日 | 5月25日 | 5月25日 | 7月27日 | 7月27日 | 7月27日 |
| 2 | 8月25日 | 7月27日 | | 8月25日 | 8月25日 | 8月25日 |
| 3 | 10月26日 | 9月25日 | | 9月25日 | 9月25日 | 9月25日 |
| 4 | 12月25日 | 11月25日 | | 10月26日 | 10月26日 | 10月26日 |
| 5 | | 令和2年1月1日現在、登記簿等に記載されている所有者に対して課税されます | 令和2年4月1日現在の所有者に課税されます | 11月25日 | 11月25日 | 11月25日 |
| 6 | | | | 12月25日 | 12月25日 | 12月25日 |
| 7 | | | | 1月25日 | | |
| 8 | | | | 2月25日 | | |

▶問い合わせ 住民課税務担当 ☎ 22-8127

町国保病院からのお知らせ

5月1日～15日の診療予定

☎ 22-2025

ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

| 受付・ 診療時間 | 午前 | 受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～) | 午後 | 受付 11:45～16:30 (◎16:00まで) 診療 13:30～17:15 | 夜間 | 受付 17:00～18:30 診療 17:15～19:00 | | | | | | | | | | | |
|-------------|----|--|--------|---|--------|----------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 診療科 | 日 | 1 金 | 2 土 | 3 日 | 4 月 | 5 火 | 6 水 | 7 木 | 8 金 | 9 土 | 10 日 | 11 月 | 12 火 | 13 水 | 14 木 | 15 金 | |
| 内科 | 午前 | 武田 | | | | | 武田 | 武田 | | | 武田 | 草野 | 草野 | 武田 | 武田 | | |
| | 午後 | — | | | | | 草野 | 草野◎ | | | 草野 | 武田 | 武田 | 草野 | — | | |
| 外科 | 午前 | 一条 | 休 | 休 | 休 | 休 | 山下 | 一条 | | | 一条 | 山下 | — | 山下 | 一条 | | |
| | 午後 | 山下◎ | | | | | 一条 | 山下◎ | | | — | — | 山下 | 一条 | 山下◎ | | |
| 耳鼻咽喉科 | 午前 | 郡山 | 休 | 診 | 診 | 診 | 郡山 | 郡山 | | | 郡山 | 郡山 | — | 郡山 | 郡山 | | |
| | 午後 | — | | | | | — | — | | | — | — | 郡山 | — | — | | |
| 夜間外来 | 夜間 | — | | | | | — | — | | | — | — | 山下 | — | — | | |

※夜間外来は常勤医1名が毎週交代で診察を行います

| 眼科 | 午前 | 受付 11:45～16:00 | 7日(木) |
|-----|----|----------------|--------|
| 要予約 | 午後 | 診療 13:30～17:15 | 11日(月) |

| 整形外科 | 受付 7:30～11:30 | 13日(水) |
|------|---------------|--------|
| | 診療 9:30～12:00 | |

| 小児科 | 午前 | 受付 7:30～11:30 | 14日(木) |
|----------------------|---------------|----------------|--------|
| | 診療 8:45～12:00 | | |
| 受付終了時間まで にお越しください | 午後 | 受付 11:45～15:30 | |
| | | 診療 13:30～16:00 | |

脳神経外科 次回は5月20日(水)午後予定
初診時以外(2回目以降)は要予約

| 泌尿器科 | 午前 | 受付 11:45～16:30 | 1日(金) |
|------|----|----------------|--------|
| | 午後 | 診療 13:30～17:15 | 15日(金) |

皮膚科 受付 11:45～15:30
要予約 診療 13:30～16:00 12日(火)

※皮膚科外来は予約時間までにお越しください

ものわすれ外来 要予約 お問い合わせください

都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧いただけます。熱があり、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染が疑われる人は、受診前に電話連絡をしてから、ご案内の時間に来院されますようご協力お願いいたします。

防火管理講習会のお知らせ

防火管理の資格に関する講習が次の通り実施されます。

▶講習種類

甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習

▶とき

6月24日（水）・25日（木）

いずれも午前9時30分～午後4時

※乙種防火管理講習は24日（水）の1日のみです

▶ところ

とかち広域消防局3階

▶申込期間

5月1日（金）～5月29日（金）

▶その他

受講費用や申し込み方法等、詳しくはとかち広域消防事務組合のホームページをご覧いただくか、次までお問い合わせください

▶申し込みおよび問い合わせ

とかち広域消防局予防課予防指導係

☎ 0155-26-9124

本別消防署予防課 ☎ 22-2007

消防署から

石油機器技術管理講習・認定試験のお知らせ

石油燃焼機器（ストーブ、ボイラー等）の点検・整備に従事しようとする人を対象に、次の通り石油機器技術管理講習・認定試験が開催されます。

【石油機器技術管理講習・認定試験】

▶とき・ところ

7月9日（木）～10日（金） 旭川市

7月14日（火）～15日（水） 岩見沢市

7月20日（月）～21日（火） 函館市

7月27日（月）～28日（火） 鈎路市

8月25日（火）～26日（水） 室蘭市

8月27日（木）～28日（金） 札幌市

▶その他

- ・有資格者を対象とした石油機器技術管理再講習は、受講者に直接、案内が郵送されます
- ・講習および認定試験の申請書は本別消防署にあるほか、日本石油燃焼機器保守協会ホームページからダウンロードもできます

▶問い合わせ

・日本石油燃焼機器保守協会

☎ 03-3499-2928

・本別消防署予防課 ☎ 22-2007

本別町のスポーツ少年団員を募集します

本別町の各スポーツ少年団では、青少年の健全育成を目標としたスポーツ少年団活動に取り組んでいます。

現在町内では、11少年団が元気に活動しており「何かスポーツを始めたい」と思っているお子さんや、「子どもにスポーツをしてほしい」と思っているお父さん・お母さんがいましたら、ぜひご加入ください。なお、加入については各少年団にお問い合わせください。

▶町内スポーツ少年団一覧

| 種目 | 団名 | 主な練習日時 | 主な練習場所 | 募集対象者 | 問い合わせ先 |
|--------|------------------|--|-----------------------------|-----------------|--------------------------|
| バレーボール | 本別中央ジャンプ少年団 | 毎週 月・水・金 16:00～18:30 | 中央小第2体育館 | 小学生男女 | 竹村修司さん 090-2818-7048 |
| | 勇足バレーボール少年団 | 毎週 水・金 16:00～18:00 | 勇足小体育館 | 小学生男女 | 高山絵理佳さん 0156-23-2034 |
| 水泳 | 本別水泳少年団 | 5月上旬～9月下旬 月～金 16:00～18:00 | 町民水泳プール | 小・中・高校生の男女 | 塚谷久美子さん 0156-22-3166 |
| 剣道 | 本別剣道少年団 | 毎週 月・木 小学生以下 18:20～19:45 中学生以上 18:20～21:00 | 町柔剣道場 | 幼児(年長)～中学生までの男女 | 宮野下睦さん 090-8902-8815 |
| サッカー | 本別サッカー少年団 | 毎週 火・木・金 16:00～18:00 | 球技場（弥生町） | 小学生男女 | 鎌田千賀子さん 090-3399-7264 |
| 柔道 | 本別柔道少年団 | 毎週 火・金 19:00～21:00 毎週 日 18:00～20:00 | 町柔剣道場 | 幼児～中学生までの男女 | 古山靖弘さん 090-5079-8667 |
| 野球 | 本別レッズ野球少年団 | 夏 火～日 冬 週3日(火・水・金) | 夏：町内野球場 冬：町内体育館等 | 小学生男女 | 三宅芳貴さん 0156-22-2039 |
| | 勇足エンジェルス野球少年団 | 毎週 月・火・水・金 16:00～18:00 | 勇足小グラウンド | 小学2年～6年生男女 | 猪岡智さん 0156-23-2034 |
| | 仙美里グレートフレンズ野球少年団 | 毎週 月～金 16:00～18:00 | 仙美里小体育館 仙美里小グラウンド | 小学生男女 | 佐藤いくやさん 0156-24-2120 |
| スケート | 本別スケート少年団 | 10月中旬～2月下旬 16:00～18:00 | 町体育館 中央小体育館 町民スケートリンク | 小学生男女 | 今野雅徳さん 080-5585-5217 |
| | 勇足スケート少年団 | 11月中旬～2月下旬 16:00～18:00 (リンク使用時は本別スケート少年団と合同) | 勇足小体育館 町民スケートリンク | 小学生男女 | 森住賢宏さん 090-7518-8685 |

ごみ焼きは禁止されています！

ごみ焼き（野焼き）は、廃棄物の処理および清掃に関する法律により禁止されています（農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイアなど一部の例外を除く）。

本別町内でもごみ焼きから延焼し火災に至る事例や、煙を火災と見間違えて消防車両が出動する事例が発生しています。ごみ焼きは周囲の住民に迷惑を掛けるだけでなく、有害物質発生の原因にもなりますので、絶対にやめましょう。ごみは適切に分別して収集に出してください。

※法令で認められている焼却を行う場合は、必ず届け出をお願いします

※5月1日～20日は無煙期間（火入れ禁止期間）

のため、すべての火入れが禁止されています

▶問い合わせ

住民課環境生活担当 ☎ 22-8128

本別消防署予防課 ☎ 22-2007

第62回本別山渓つつじ祭り開催中止のお知らせ

本別町観光協会では、5月10日（日）に開催を予定していました「第62回本別山渓つつじ祭り」について、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を考慮し、開催を中止することといたしました。

▶問い合わせ

町観光協会事務局（企画振興課商工観光・元気まち担当）☎ 22-2141

「第18回ほんべつ元気学宿」^{がっしゅく}中止のお知らせ

町教育委員会では、6月14日（日）から19日（金）の6日間で開催を予定していました「第18回ほんべつ元気学宿」について、全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、皆さんの健康・安全を第一に考慮した結果、中止することといたしましたのでお知らせいたします。

▶問い合わせ

中央公民館社会教育担当 ☎ 22-5111

公民館ロビーでミニコンサートをしませんか

中央公民館では、公民館のロビーを使用したミニコンサートの出演者を募集します。ギター、オカリナ、管楽器、民謡、合唱など、あなたの演奏や歌声を中央公民館のロビーで披露してみませんか。

個人やグループでの出演をお待ちしておりますので、日程など詳しくは次までお問い合わせください。

▶問い合わせ 中央公民館内文化振興担当

☎ 22-5111

パークゴルフ場の芝管理時間帯コース閉鎖のお知らせ

現在、皆さんにご利用いただいている町内各パークゴルフ場について、芝の草刈り作業等のため次の時間帯を閉鎖します。

天候等の状況により時間帯、曜日が変更する場合があります。皆さんのご協力をお願いいたします。

▶コース閉鎖時間

○太陽の丘コース

曜日に関係なく1コースずつ閉鎖して草刈作業を行います。作業をしていないコースと作業が終了しているコースは使用できます

○義経の里コース・勇足銀河コース

毎週月・木曜日 午後1時～午後3時

※義経の里コースは6月1日オープンです

○弥生コース

毎週金曜日 午後1時～午後5時

※7～8月のみ毎週火・金曜日

○仙美里天の川コース

毎週月・木曜日 午前9時～正午

▶問い合わせ 町体育館内スポーツ担当

☎ 22-2331



| | | | | | |
|----|---|---|---------|---|----|
| 帝 | 国 | 花 | 村 | 萬 | 月 |
| 暴 | 虎 | の | 牙 | 柚 | 月 |
| 北 | 条 | 氏 | 康 | 富 | 櫻 |
| クス | ノ | キ | の | 東 | 圭 |
| 流 | 人 | 道 | 番 | 野 | 吾 |
| ダ | ー | ク | 人 | 次 | 倫 |
| 夜 | 明 | ・ | 記 | 田 | 太 |
| 笑 | け | ・ | (上・下) | 浅 | 郎 |
| 旅 | の | ・ | ダーク・ブルー | 真 | 裕 |
| 明 | は | ・ | ・ | 保 | 一 |
| 智 | ご | ・ | ・ | 林 | 真理 |
| 光 | は | ・ | ・ | 瀬 | 子 |
| 麻 | る | ・ | ・ | 戸 | 聴 |
| 雀 | サ | ・ | ・ | 内 | 系 |
| を | ラ | ・ | ・ | 小 | 糸 |
| 始 | ダ | ・ | ・ | 川 | |
| め | ・ | ・ | ・ | 井 | 一 |
| た | ・ | ・ | ・ | 上 | |
| い | ・ | ・ | ・ | 中 | 章 |
| い | ・ | ・ | ・ | 野 | 一 |
| た | ・ | ・ | ・ | 有 | |
| め | ・ | ・ | ・ | 元 | 葉 |
| い | ・ | ・ | ・ | 井 | 子 |
| い | ・ | ・ | ・ | 二 | 樹 |
| い | ・ | ・ | ・ | 階 | 亞 |
| い | ・ | ・ | ・ | 堂 | |
| い | ・ | ・ | ・ | 世 | バ |
| い | ・ | ・ | ・ | 界 | ッ |
| い | ・ | ・ | ・ | 魔 | カ |
| い | ・ | ・ | ・ | 法 | リ |
| い | ・ | ・ | ・ | 道 | オ |
| い | ・ | ・ | ・ | 具 | |
| い | ・ | ・ | ・ | の | ア |
| い | ・ | ・ | ・ | 大 | リ |
| い | ・ | ・ | ・ | 圖 | オ |
| い | ・ | ・ | ・ | 鑑 | |

【こどもむけ】

| | | | |
|---------------------|---|-----|-----|
| ちょきんばこのたびやすみ | 村 | 上 | しいこ |
| トラブル旅行社(トラベル) | 廣 | 嶋 | 玲子 |
| たまごにいちやんとげんちゃん(絵本) | あ | きやま | ただし |
| うさぎのバレエだん(絵本) | 南 | 塚 | 直子 |
| はっけよーい(絵本) | ケ | ロ | ポンズ |
| ざっくりぶうぶうがたがたごろろ(絵本) | エ | ム | ナマエ |

個人町道民税の主な税制改正について（令和3年度適用分）

働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を広く応援するなどの観点から、次のとおり基礎控除額が引き上げられ、関連して給与所得控除および公的年金等控除が見直されました。また、子どもの貧困に対応するため非課税措置の対象が拡大されました。

▶給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除額が一律10万円引き下げられました
- ・給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円から850万円に、併せて上限額も220万円から195万円に引き下げられました

【見直し後：令和3年度から】

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|--------------------|------------------|
| 162万5,000円以下 | 55万円 |
| 162万5,000円超180万円以下 | 収入金額×40% - 10万円 |
| 180万円超360万円以下 | 収入金額×30% + 8万円 |
| 360万円超660万円以下 | 収入金額×20% + 44万円 |
| 660万円超850万円以下 | 収入金額×10% + 110万円 |
| 850万円超 | 195万円 |

【見直し前：令和2年度まで】

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額 |
|--------------------|------------------|
| 162万5,000円以下 | 65万円 |
| 162万5,000円超180万円以下 | 収入金額×40% |
| 180万円超360万円以下 | 収入金額×30% + 18万円 |
| 360万円超660万円以下 | 収入金額×20% + 54万円 |
| 660万円超1,000万円以下 | 収入金額×10% + 120万円 |
| 1,000万円超 | 220万円 |

▶公的年金等控除の見直し

- ・公的年金等控除額が、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額が1,000万円以下の場合は一律10万円、1,000万円を超える場合は一律20万円、2,000万円を超える場合は一律30万円引き下げられました
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額は、①の区分に従い、それぞれ195万5,000円、185万5,000円、175万5,000円の上限額が設定されました

【見直し後：令和3年度から】

(65歳未満)

| 公的年金等の収入金額 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 1,000万円以下 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 1,000万円超2,000万円以下 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 2,000万円超 |
|---------------------|------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 130万円以下 | 60万円 | 50万円 | 40万円 |
| 130万円超 410万円 | 収入金額×25% +27万5,000円 | 収入金額×25% +17万5,000円 | 収入金額×25% +7万5,000円 |
| 410万円超 770万円以下 | 収入金額×15% +68万5,000円 | 収入金額×15% +58万5,000円 | 収入金額×15% +48万5,000円 |
| 770万円超 1,000万円以下 | 収入金額×5% +145万5,000円 | 収入金額×5% +135万5,000円 | 収入金額×5% 125万5,000円 |
| 1,000万円超 | 195万5,000円 | 185万5,000円 | 175万5,000円 |

(65歳以上)

| | | | |
|---------------------|------------------------------------|--|-----------------------------------|
| 公的年金等の 収入金額 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 1,000万円以下 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 1,000万円超2,000万円以下 | 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計額： 2,000万円超 |
| 330万円以下 | 110万円 | 100万円 | 90万円 |
| 330万円超 410万円 | 収入金額×25% +27万5,000円 | 収入金額×25% +17万5,000円 | 収入金額×25% +7万5,000円 |
| 410万円超 770万円以下 | 収入金額×15% +68万5,000円 | 収入金額×15% +58万5,000円 | 収入金額×15% +48万5,000円 |
| 770万円超 1,000万円以下 | 収入金額×5% +145万5,000円 | 収入金額×5% +135万5,000円 | 収入金額×5% +125万5,000円 |
| 1,000万円超 | 195万5,000円 | 185万5,000円 | 175万5,000円 |

【見直し前：令和2年度まで】

(65歳未満)

| 公的年金等の収入金額 | 公的年金等控除額 |
|---------------|----------------------|
| 130万円以下 | 70万円 |
| 130万円超410万円以下 | 収入金額×25% + 37万5,000円 |
| 410万円超770万円以下 | 収入金額×15% + 78万5,000円 |
| 770万円超 | 収入金額×5% + 155万5,000円 |

(65歳以上)

| 公的年金等の収入金額 | 公的年金等控除額 |
|---------------|----------------------|
| 330万円以下 | 120万円 |
| 330万円超410万円以下 | 収入金額×25% + 37万5,000円 |
| 410万円超770万円以下 | 収入金額×15% + 78万5,000円 |
| 770万円超 | 収入金額×5% + 155万5,000円 |

▶基礎控除の見直し

- ・基礎控除額が10万円引き上げられました
- ・合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超えると控除は適用されなくなりました
- ・前年の合計所得金額が2,500万円を超えると、調整控除が適用されなくなりました

【見直し後：令和3年度から】

【見直し前：令和3年度まで】

| 合計所得金額 | 基礎控除額 |
|-------------------|-------|
| 2,400万円以下 | 43万円 |
| 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超 | 適用なし |

| 合計所得金額 | 基礎控除額 |
|--------|--------|
| 所得制限なし | 一律33万円 |

▶所得金額調整控除の創設

- ・給与収入金額が850万円を超える場合に該当する場合には、給与等の収入金額（上限1,000万円）から850万円を控除した金額の10%の額が給与所得の金額から控除されます
 - ①本人が特別障害者に該当するもしくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合
 - ②年齢23歳未満の扶養親族を有する場合

【算定方法】

$$(\text{給与等の収入金額} (\text{上限}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\%$$

・給与所得および公的年金等に係る雑所得がそれぞれあり、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得（上限10万円）および公的年金等に係る雑所得（上限10万円）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得から控除されます

【算定方法】

(給与所得（上限10万円）+公的年金等に係る雑所得（上限10万円）) - 10万円

▶その他の見直し

給与所得控除および公的年金等控除の引き下げに伴い、次のとおり合計所得金額要件が引き上げられました

①同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が、38万円以下から48万円以下に変更されました

②配偶者特別控除が適用となる配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に変更されました

③勤労学生控除の合計所得金額要件が、65万円以下から75万円以下に変更となりました

④障害者、未成年者、寡婦および寡夫に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下に変更となりました

⑤均等割非課税基準額が10万円引き上げられました

【見直し後：令和3年度から】

28万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は17万円

【見直し前：令和2年度まで】

28万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+扶養親族がいる場合は17万円

⑥所得割非課税基準額が10万円引き上げられました

【見直し後：令和3年度から】

35万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+10万円+扶養親族がいる場合は32万円

【見直し前：令和2年度まで】

35万円×(配偶者を含む扶養親族数+1)+扶養親族がいる場合は32万円

⑦家内労働者等の必要経費の特例限度額が、65万円から55万円に変更されました

▶非課税範囲の拡充

児童扶養手当を受けている父母のうち、婚姻していないまたは配偶者の生死が明らかでないひとり親の方で、前年の合計所得金額が135万円以下の場合は非課税措置の対象となりました

▶問い合わせ

住民課税務担当 ☎ 22-8127

今年もクールビズを実施します

町では執務の効率化を図るため、5月1日から9月30日まで、職員のクールビズ（ノーネクタイ等）を実施しますので、皆さんのご理解をお願いいたします。

電源開発株式会社からのお願い

ダムから放流をするときには、サイレンとスピーカーでお知らせします。サイレン等が鳴ったときは、川に近づくと危険ですので川から離れるとともに、十分ご注意ください。

▶問い合わせ

電源開発株式会社

上士幌電力所 ☎ 01564-2-4101



赤十字社員（協力会員）増強運動にご協力をお願いします

日本赤十字社本別町分区では、5月の赤十字運動月間に合わせ、6月末までを赤十字社員（協力会員）増強運動期間としています。この運動は、日本赤十字社が行うさまざまな人道的活動を多くの人に理解していただき、活動資金への支援をお願いするためのものです。

活動資金は国内外で発生する自然災害の被災者や、紛争等による犠牲者への支援活動等に役立てられます。自治会役員や協賛委員の協力を得て取り組みますので、皆さまのご協力をお願いします。※赤十字社員とは、同社の人道的な活動に賛同し、毎年500円以上、資金にご協力いただいている人のことをいいます

▶問い合わせ 保健福祉課（総合ケアセンター内）
☎ 22-8520

エキノコックス症検診のお知らせ

町では、5年ごとに18歳以上を対象としたエキノコックス症検診を行っています。エキノコックス症は、エキノコックスという寄生虫が肝臓に寄生して起こる病気で、主にキツネや犬が媒体となる北海道に多くみられる感染症です。

エキノコックス症の治療は、手術で病巣を切除することで、早い時期ほど手術が容易になり、完全な治癒が可能です。早期に感染の有無を確認するためには血液検査が必要です。職場や町の健康診断の際に併せて受診し、健康状態を確認しましょう。

- ▶受診時期 4月1日から3月31日
- ▶対象 本別町に住民票がある18歳以上の人
- ▶受診方法
 - ①本別町国保病院で行う健康診断、町民ドック、特定健診などのオプション検診または、受診時に併せて行う
 - ②ほんべつ循環器内科クリニックで行う健康診断、特定健診などのオプション検診または、受診時に併せて行う
 - ③厚生病院で行う巡回ドック（特定健診）のオプション検診
- ▶個人負担 600円
- ▶検診内容 血液検査
- ▶申し込み 健康診断、町民ドックなどの申し込み時にお伝えください。本別町国保病院、ほんべつ循環器内科クリニックを受診される場合は、受診時にお伝えください。

- ▶申し込み先
町国保病院 ☎ 22-2025
ほんべつ循環器内科クリニック
☎ 22-8888
- ▶問い合わせ 健康管理センター ☎ 22-2219

子育て世帯に臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯の対象児童1人につき1万円の臨時特別給付金が支給されます。

現時点で児童手当を受給している人は原則として申請不要ですが、給付対象となる公務員の人は申請が必要となります。

支払日は児童手当の6月支給と同日（6月10日）を予定しています。

▶対象者

以下の①および②に該当する人

- ①令和2年4月分の児童手当を受給される人
(3月31日までに生まれた児童、3月まで中学生だった児童も含まれます)
- ※所得制限超過により、児童1人あたり月額5,000円の特例給付を受けている人は今回の給付金の対象となりません
- ②令和2年3月31日時点で本別町に住民登録されている人
※4月1日以降に転入された人は、転入前の市町村にお問い合わせください

▶その他

- ・詳細は後日、対象者に通知します
- ・所属庁において児童手当が支給されている公務員の人は、令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村から支給されます。詳細は後日、所属庁から案内があります

▶問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

障がい者相談員にご相談ください

町では、令和2年4月より、土本直美さんに「本別町障がい者相談員」を委嘱いたしました。障がい者相談員は、身体障がい・知的障がい、精神障がいのある人や、そのご家族の相談をお受けします。

サービスに関することや行政等の手続きに関する事、日頃の悩みや疑問など、気軽にご相談ください。

本別町障がい者相談員



つち もと なお み
土本直美さん

☎ 080-5595-7631

これまで通り、総合ケアセンター（☎ 22-8520）、児童発達支援センター（☎ 22-2195）、健康管理センター（☎ 22-2219）でも障がい者福祉に関する相談をお受けしますので、気軽にご相談ください。

マイナンバーカードの受取りおよび電子証明書の更新について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、当面の間、次のとおりマイナンバーカード交付期限等を延長します。ご自身の体調や地域の状況等に応じて、適切な時期にお越しいただきますようお願い申し上げます。

■マイナンバーカードのお受け取りは交付期限後も可能です

マイナンバーカードを申請された人には、1ヶ月から2ヶ月ほどで交付通知書を送付しており、通知には交付期限が記載されています。記載された交付期限までに来庁いただくようご案内していますが、交付期限が過ぎた場合でもマイナンバーカードを保管しておりますので、引き続きお受け取りが可能です

■電子証明書の更新は有効期限後も可能です

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限は、作成から5回目の誕生日となっています。有効期限を迎える人には、地方公共団体情報システム機構より電子証明書の更新に関するお知らせが送付されますが、有効期限を過ぎた後でも無料で新しい電子証明書を発行することが可能です

※電子証明書の有効期限を過ぎた場合、電子申告等の電子証明書を利用したサービスをご利用いただけなくなりますのでご注意ください

▶問い合わせ

住民課戸籍年金担当 ☎ 22-8128

不適切な支払事務による職員の処分について

このたび、町の会計事務において不適切な取り扱いが発覚し、4月17日付で関係職員2人に対し1ヶ月間の10%減給および戒告の懲戒処分、管理監督者の副町長に対し厳重注意処分を行いました。

事案の概要は、平成30年5月および10月、町道維持管理の瑕疵による車両損傷事故が発生し、その損害に対して公用車両のタイヤ購入および修繕費の名目で支出し、被害者の損失を補填する会計処理を行ったものです。

今後このようなことが繰り返されないよう、職員に対する指導を徹底し、町民の皆さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

本別町長 高 橋 正 夫

人権擁護委員制度をご存じですか

本町には、町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した3人の人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に無料で応じています。相談者の秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。



福家立雲委員
(朝日町)



中前孝二委員
(向陽町)



荒 文枝委員
(美里別東下1)

相談電話もご利用ください

みんなの人権 110番

☎ 0570-003-110

▶問い合わせ

企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121

町長と対話しませんか

町では、町民の皆さんとの対話を大切にし、まちづくりへの意見・要望などを幅広く聞く「町長がおじゃまします」を随時開催しています。

地域課題の解決や魅力あるまちづくりのため、自治会や各種団体の皆さんのが参加をお願いします。

▶対象 自治会および各種団体

▶申込方法 希望する開催時期、時間、場所を事前に次までお申し込みください（日程調整後、後日ご連絡します）

▶申し込みおよび問い合わせ

企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人に対する道税の猶予制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、道税を一時に納税することができない場合は、申請により納税が猶予される制度があります。

詳しくは、道税ホームページをご覧いただくか、下記問い合わせ先へご連絡ください。

【道税ホームページ】

「道税 納税の猶予」で検索

【問い合わせ】

十勝総合振興局納税課

☎ 0155-27-8533

募集します

(募)=募集の
お知らせです

募 学童保育所指導員(本別・勇足・仙美里)

- ▶募集人員 若干名
- ▶業務内容 放課後児童に対する安全管理および健全育成などに関する業務

- ▶応募資格 資格の有無に関わらず、本町に居住する人

- ▶雇用期間 令和2年7月1日～令和3年3月31日

▶勤務時間

【本別】
平 日：放課後～午後6時30分の間で5時間
長期休暇・土曜：午前8時～午後6時30分の間で7時間30分（休憩45分）

【勇足】

平 日：放課後～午後6時の間で4時間
長期休暇：午前8時45分～午後5時15分の間で7時間（休憩45分）

【仙美里】

平 日：放課後～午後6時の間で4時間
長期休暇：午前8時15分～午後5時30分の間で7時間30分（休憩45分）

- ▶報酬 お問い合わせください

▶応募方法

5月20日（水）までに自筆の履歴書（写真付）1通を提出してください

▶選考方法

面接試験（日程は後日、本人に通知します）

▶応募および問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

募 運転技術員（パートタイム会計年度任用職員）

- ▶募集人数 1人

- ▶業務内容 町有バス運行業務、道路維持管理、除雪作業（冬期）

- ▶応募資格 大型免許および大型特殊免許を有し、車両系建設機械（整地・運搬・積込用および掘削用）運転技能講習を修了している人で、本町に居住する人

- ▶雇用期間 6月1日～令和3年3月31日

- ▶報酬 月額143,100円から

- ▶勤務時間 午前6時40分～午後7時の間でバスの運行時間等により変動あり。休憩時間あり。時間外・休日勤務あり

- ▶応募方法 5月15日（金）までに自筆の履歴書（写真付）1通と資格を証明するものの写しを提出してください

- ▶選考方法 面接試験および適性試験を行います。試験の日程は、後日本人に通知します

▶応募および問い合わせ

建設水道課 ☎ 22-8122

公営住宅の入居者

☆各住宅、応募前に室内を見学できます。

事前にご連絡ください

☆単身入居も可能です

☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください

☎ 22-8122

●受付期間 5月7日(木)～20日(水)

北6丁目団地（3階建て 1棟9戸）

| 建設年度 | 棟番号 | 間取り | 家賃(円) | 浴室 | 給湯 |
|------|----------------|------|---------------------------|----|------|
| H3 | A棟2～2号 (2階) | 3LDK | 21,400～31,900 (42,100) | 完備 | レンタル |
| H3 | B棟3～3号 (3階) | 3LDK | 21,400～31,900 (42,100) | 完備 | レンタル |

北8丁目団地（3階建て 1棟6戸）

| 建設年度 | 棟番号 | 間取り | 家賃(円) | 浴室 | 給湯 |
|------|----------------|------|---------------------------|----|------|
| H8 | C棟2～1号 (2階) | 3LDK | 22,300～33,300 (43,900) | 完備 | レンタル |

錦町団地（2階建て 1棟6戸）

| 建設年度 | 棟番号 | 間取り | 家賃(円) | 浴室 | 給湯 |
|------|----------------|------|---------------------------|----|------|
| H10 | B棟2～1号 (2階) | 3LDK | 23,000～34,200 (45,200) | 完備 | レンタル |

仙美里朝陽の里団地（平屋建て 1棟2戸）

| 建設年度 | 棟番号 | 間取り | 家賃(円) | 浴室 | 給湯 |
|------|------|------|---------------------------|----|------|
| H15 | 3棟1号 | 2LDK | 17,200～25,700 (33,800) | 完備 | レンタル |

栄町団地（1階建て 1棟4戸）

| 建設年度 | 棟番号 | 間取り | 家賃(円) | 浴室 | 給湯 |
|------|------|------|---------------------------|----|------|
| H20 | 2棟1号 | 1LDK | 16,300～24,200 (32,000) | 完備 | レンタル |
| H23 | 6棟3号 | 1LDK | 16,700～24,900 (32,900) | 完備 | レンタル |

※北6丁目団地、北8丁目団地、錦町団地、朝陽の里団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります

※栄町団地はオール電化住宅で、暖房、給湯、調理台すべてレンタル機器を使用

議会からのお知らせ

5月の議長との対話室

開設日 5月中の平日

| | |
|-----|--|
| 時 間 | 午前10時～正午 午後1時30分～午後4時 ※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます |
|-----|--|

申し込みおよび問い合わせ
議会事務局 ☎ 22-8123

5月暮らしのカレンダー

| 日・曜 | 役場・文化・スポーツ等の行事 |
|------|---|
| 1 金 | ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |
| 2 土 | |
| 3 日 | 憲法記念日 役場は休みです (ごみ収集は土・日曜日を除き行います) |
| 4 月 | みどりの日 ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析（日曜日を除く）と急患は受け付けます。 |
| 5 火 | こどもの日 |
| 6 水 | 振替休日 ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |
| 7 木 | ・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター |
| 8 金 | ・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |
| 9 土 | 役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析（土曜日のみ）と急患は受け付けます。 |
| 10 日 | ・図書館休館日 |
| 11 月 | ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |
| 12 火 | ・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 老人福祉センター |
| 13 水 | ・運転免許更新時講習 [一般]10:00～ [優良]11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |
| 14 木 | |
| 15 金 | ・老人福祉センター入浴日 [女性]12:45～ [男性]14:45～ |

春の清掃週間

5月2日(土)～5月10日(日)

清掃確認は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

こどもの読書週間

5月12日(火)まで

休館のお知らせ

～新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用できません～

【休館施設】

図書館、歴史民俗資料館、町体育館、柔剣道場、体力増進センター、ふれあい多目的アリーナ、中央公民館、勇足・仙美里・美里別地区公民館

【休館期間】 5月6日(水)まで

※本別公園以外の野外体育施設は、5月7日(木)から使用開始となります

【問い合わせ】

図書館・歴史民俗資料館

→図書館 ☎ 22-5112

体育施設→町体育館

☎ 22-2331

公民館→中央公民館

☎ 22-5111

図書館からのお知らせ

ぶっくるカフェとおはなしぶっくる一むは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月の営業・開催をお休みします。

▶問い合わせ 図書館

☎ 22-5112

各行事の予定について

カレンダーに記載の行事については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更になる場合があります。詳細は、町ホームページをご覧いただき、各担当へ問い合わせください。

教育相談フリーダイヤル

0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています